主任者コーナー

改正法令に関するＱ＆Ａ

－放射線障害防止法及び関係政省令等の改正について－

放射線取扱主任者部会
法令検討委員会委員長　宮越　順二

放射線障害防止法及び関係政省令等が改正されることは，すでにご承知の通りであるが，今回の改正は極めて大幅なものである。この1年，各地で開催された主任者セミナー，関連学会などで，文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課の担当官から改正の内容説明を受けてきた。さらに，主任者部会法令検討委員会としても，特に「政省令改正への要望・提案」を文部科学省へ提出するなど，本改正についてより深い理解を得られるよう努力を重ねてきた。しかしながら，施行後は，現場の主任者にとって，数多くのとまどいを生じるであろうことが予想される。

そこで，本委員会としては，法令改正後の混乱をできる限り軽減させることを目的として，改正法令についてのＱ＆Ａを作成する作業を精力的に進めてきた。Ｑ＆Ａ作成については，吉田茂生委員を主査とするワーキンググループ（主査に加えて，落合節夫委員，清水喜久雄委員，吉川清次委員）を発足し，昨年11月に開催された主任者部会年次大会で集められた質問事項を参考に，予想される質問事項を整理し，その回答をまとめる作業を行ってきた。

今回の法改正は大幅なものであり，文部科学省としては，ウェブサイトでパブリックコメントを求めており，数多くの放射線取扱主任者からコメントが寄せられたものと考えている。政省令の改正については6月施行が予定されているので，本Ｑ＆Ａは，この施行に間に合わせるため，非常に短期間のうちに集中してまとめたものである。したがって，6月以降の新法令施行後，本委員会としては，新法令運用の動向を見極めて，その都度Ｑ＆Ａについてもブラッシュアップしていく予定である。ただ，本Ｑ＆Ａは，基本的事項（質問）に関して，主任者各位には，十分役立つものと考えているので，各事業所の主任者においては，ぜひ一読されることをお薦めする。なお，本Ｑ＆Ａについては，文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室及び原子力安全課法制準備室のご担当官に確認をいただいていることを申し添える。

ご多忙の中，本Ｑ＆Ａの詳細をご確認いただいた文部科学省ご担当官，ならびにこの短期間にＱ＆Ａをまとめる作業を精力的に進めてくれたワーキンググループ委員各位に深く感謝する。

（弘前大学医学部）

主任者コーナー

放射線取扱主任者制度

Q 1　選任されていない放射線取扱主任者（以下「主任者」という）は，定期講習を受ける必要がありますか？

A 1　選任されていない主任者については，定期講習を受ける必要はありませんが，受講を希望する場合には，定期講習を受けることができます。定期講習を受けなくても，主任者免状が無効になることはありません。

Q 2　定期講習を受けていない主任者を主任者に選任できますか？

A 2　定期講習を受けていない主任者であっても，主任者免状を有する者であれば，主任者に選任することができます。選任した日から 1 年以内に，事業者は定期講習を受けさせなければなりません。

Q 3　定期講習制度の詳細について教えてください。

A 3　選任された主任者は定期的に講習を受けることが義務づけられました。対象となる事業者及び講習内容等は，つぎのとおりです。①許可届出使用者，届出販売業者，届出賃貸業者及び許可廃棄業者は，主任者に選任後 1 年以内に文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録定期講習機関」という）が行う定期講習を受けさせなければなりません。②選任前 1 年以内に受講し主任者に選任された場合には，受講後 3 年以内に定期講習を受けなければなりません。③受講間隔については，前回の受講後，許可届出使用者及び許可廃棄業者は，3 年以内に，届出販売業者及び届出賃貸業者は，5 年以内に登録定期講習機関が行う定期講習を受けさせなければなりません。④定期講習の種類と課目は，放射線障害防止法の別表三に定められています。表 1 に定期講習の種類と課目を示します。⑤届出販売業者，届出賃貸業者のうち，1）表示付認証機器のみを販売・賃貸する者，2）自らは運搬又は運搬の委託を行わない者（直接 RI を取り扱わない者）については定期講習を受ける必要はありません。

Q 4　主任者の選任は具体的にどのように変わりましたか？

A 4　表 2 に主任者の選任区分を示します。非密封線源の使用者，放射線発生装置の使用者及び許可廃棄業者は第 1 種の主任者を選任しなければなりません。密封線源の使用者は使用する線源 1 個の数量により 3 区分されます。下限数量の 1,000 倍以下の届出使用者は第 3 種，下限数量の 1,000 倍を超えかつ 1 個または機器 1 台あたり 10 TBq 未満の線源を所有する許可使用者は第 2 種を，1 個または機器 1 台あたり 10 TBq 以上の線源を所有する特定許可使用者（施設検査等が必要な使用者）は第 1 種を選任しなければなりません。また新設された届出販売業者・届出賃貸業者は第 3 種の主任者を選任すればよいことになっています。なお第 3 種の主任者免状は講習の修了のみで取得できます。また，表示付認証機器・表示付特定認証機器（**Q 9** を参照）のみの使用者は主任者の選任は不要となります。

これまでの Isotope News の主任者コーナーには，以下の関連記事がありますので，あわせて参照してください。

山本幸佳：主任者コーナー「Q & A : BSS 免除レベルの取り入れで法令はどう変わるのか」2003 年 11 月号，pp.63–75

宮越順二：主任者コーナー「「政省令改正への要望・提案」の提出について」2004 年 12 月号，pp.43–44

表 1　定期講習の種類と課目（放射線障害防止法　別表第三）

定期講習の種類		課　　目	
1	密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者又は放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習	1	この法律に関する課目
		2	密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあっては，放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の取扱いに関する課目
			放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあっては，放射線発生装置の取扱いに関する課目
		3	使用施設等の安全管理に関する課目
		4	放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目
2	放射性同位元素の使用をする許可届出使用者（1 の項に規定する放射線取扱主任者を除く。）が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習	1	この法律に関する課目
		2	放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目
		3	使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目
		4	放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目
3	届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習	1	この法律に関する課目
		2	放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目
4	許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習	1	この法律に関する課目
		2	放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の取扱いに関する課目
		3	廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目
		4	放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目

表 2　放射線取扱主任者の選任の区分

密封線源の使用者	その他の事業者	主任者に選任できる者
特定許可使用者 （密封線源 1 個または機器 1 台あたり 10 TBq 以上）	非密封線源の使用者 放射線発生装置の使用者 許可廃棄業者	1 種
許可使用者 （密封線源 1 個または機器 1 台あたり規制対象下限値の 1,000 倍を超えて 10 TBq まで）		1 種または 2 種
届出使用者 （密封線源 1 個または機器 1 台あたり規制対象下限値の 1,000 倍以下）	届出販売業者 届出賃貸業者	1 種，2 種，3 種のいずれか
表示付認証機器 表示付特定認証機器		不要

主任者コーナー

使用の許可・届出の新しい区分

Q 5　使用の許可と届出の新しい区分はどのようになっていますか？

A 5　旧法令では，密封線源については 1 個あたり 3.7 MBq 以下の線源は規制対象外で 3.7 MBq を超えて 3.7 GBq までは届出，3.7 GBq を超えると許可が必要でした。また非密封線源は群別で定められた数量を超えると許可が必要でした。新法令では密封，非密封の区別なく核種ごとの下限数量が定められました。密封線源の使用者は下限数量から 1,000 倍以下は届出，1,000 倍を超える場合は許可が必要になります。ただし旧法令では届出レベルの線源を複数使用する場合は加算して許可・届出の判断をしていましたが，新法令では個々の線源ごとに判断し，届出レベルの線源は何個使用しても届出となります。ただし，許可使用者が届出レベルの線源を追加する場合は従来通り変更許可が必要です。また非密封線源は下限数量を超える場合（複数の核種を使用する場合は，使用数量の下限数量に対する割合の和が 1 を超える場合）使用の許可が必要です。旧法令での許可使用者で 1 日最大使用数量＋貯蔵数量と下限数量との比（核種ごと）の和が 1 以下となってしまう場合は許可使用者ではなくなります。

販売・賃貸業の届出制度化

Q 6　販売・賃貸業の届出制化とはどのようなものですか？

A 6　旧法令では販売・賃貸業は自ら RI を取り扱うことを想定し販売・賃貸の許可を必要としていました。しかし実際には書類上の販売のみを行う業者が多数存在していること，直接 RI を取り扱わないリース契約の必要度が高いことなどを考慮して，RI を直接取り扱わない販売・賃貸の場合，届出のみで業務が可能なように改正されました。ただし機器製造業のように実際に RI を取り扱う場合には販売・賃貸業の届出とともに使用の許可，あるいは届出をする必要があります。また旧法令では販売事業所・賃貸事業所ごとに許可をとる必要がありましたが新法令では法人ごとに届出すればよいことになりました。

密封線源・非密封線源の使用

Q 7　サーベイメータ等の校正用に使用している密封線源の扱いについて教えてください。

A 7　経過措置で，平成 19 年 3 月末までに製造された 3.7 MBq 以下の密封線源のうち，新たに規制対象となる線源については，平成 19 年 4 月以降も届出等を要さず使用できますが，廃棄する場合のみ規制を受け，不用になった場合は製造業者または販売業者に引き渡すことが必要です。平成 19 年 4 月以降製造される機器で，設計認証・特定設計認証（**Q 9** を参照）を受けていない機器の使用には，届出の手続きが必要です。

Q 8　下限数量以下の非密封線源の使用については，どのようになっていますか？

A 8　許可使用者が，下限数量以下の非密封線源を使用する場合，1 日あたり下限数量以下の数量を管理区域外で使用することができますが，使用場所に，管理区域外の使用の場所を含める変更許可申請があらかじめ必要です。管理区域外の使用場所における被ばく評価は不要です。放射線障害予防規程（以下「予防規程」という）を変更し，管理区域外の数量が下限数量を超えないことの管理の方法，実際に使用する数量が下限数量を超えないことの確認の方法等の所内ルールを定め，届け出る必要があります。管理区域外でのみ使用

する者に対しても教育訓練を実施する必要があります。管理区域外での使用について，使用・廃棄を帳簿に記帳する必要があります。使用の基準，保管の基準等は適用されませんが，クリアランスが制度化されていない段階で，他の放射性廃棄物を有している事業者が，事業者自身の手で免除レベル以下の汚染された物を廃棄することを認めることは問題があり，固体廃棄物の廃棄は，放射性廃棄物の廃棄の基準に従って行わなければなりません。

設計認証機器・特定設計認証機器

Q 9　設計認証機器・特定設計認証機器について教えてください。

A 9　核種ごとに設定された下限数量を超える密封 RI の使用については，許可・届出が必要ですが，その中でも安全性の高い装備機器については設計認証機器・特定設計認証機器として緩やかに規制されることになります。

(1) 設計認証機器

放射線測定器校正用線源・微量環境分析機器（ガスクロマトグラフ用 ECD）などのように，機器の外部への放射線の漏洩がほとんどなく，通常の使用状況では，特別な放射線防護の対応が不要なもの（使用者の被ばく線量が 1 mSv/年を超えないこと）について登録認証機関が認証した機器の使用に際しては，一般の線源の使用の許可・届出とは別の届出（使用開始後 30 日以内）とします。使用者は年間使用時間等の条件（取扱説明書に記載）に従って使用し，事故時・廃止時には届出が必要です。不用になったときは，販売業者または製造者に引き渡します。

(2) 特定設計認証機器

煙感知器，レーダー受信部切替放電管，装置表面から 10 cm 離れた位置における 1 cm 線量当量率が 1 μSv/h 以下のものであって文部科学大臣が指定するもの（集電式電位測定器及び熱粒子化式センサ）では，機器に組み込まれた RI が通常の使用状態で人体に取り込まれる危険性はほとんど考えられず，外部に漏洩する放射線の人体に与える影響は無視できるほどに小さいものです。このような機器については，登録認証機関が認証することで，その使用者は使用の届出が不要となります。使用者は使用条件に従った使用をし，不用になったときは，販売業者または製造者に引き渡します。

旧法令では，複数の届出対象 RI（表示付放射性同位元素装備機器を除く）を所持している場合には，その合計が 3.7 GBq を超えるときは許可が必要でしたが，設計認証機器・特定設計認証機器については，何個所持しても許可は不要です。ただし，設計認証機器に付いている同じ認証番号の機器の台数の変更があった場合は変更の届出が必要です。

新しい点検制度

Q 10　施設検査・定期検査・定期確認について教えてください。

A 10　法令改正に伴う新しい点検制度について事業所の規模ごとに表 3 にまとめて示します。施設使用前の検査である施設検査と 3 年または 5 年ごとに行われる定期検査に加え，特定許可使用者や許可廃棄業者の安全管理を一定期間ごとに確認するための 3 年または 5 年ごとに行われる定期確認の制度が創設されます。定期検査(ハード面の検査)は遮へい能力が申請書に適合しているかなど施設面の検査で,定期確認(ソフト面の確認を併せた検査)は被ばく管理,教育訓練の実施状況など安全管理面の記録・記帳を確認するものです。

表 3　新しい点検制度

事業所種類		点検内容	点検制度
非密封線源取扱事業所	大規模許可事業所（下限数量の 10 万倍以上）	施設基準	・施設検査 ・定期検査　（3 年に 1 回） ・立入検査
		行為基準	・定期確認　（3 年に 1 回） ・立入検査
	その他許可事業所	施設基準	・立入検査
		行為基準	
密封線源取扱事業所	線源 1 個または機器 1 台あたり 10 TBq 以上の線源	施設基準	・施設検査 ・定期検査　（5 年に 1 回） ・立入検査
		行為基準	・定期確認　（5 年に 1 回） ・立入検査
	上記以外の線源，機器を使用する許可事業所	施設基準	・立入検査
		行為基準	
	届出事業所	施設基準	・立入検査
		行為基準	

施設基準：施設が許認可に適合しているかなど施設面の検査
行為基準：被ばく管理，教育訓練，記帳が行われているかなど行為面の検査
※放射線発生装置取扱事業所については，すべての許可使用者が施設検査及び 5 年ごとの定期検査・定期確認の対象

新法令施行による諸手続き

Q 11　新法令の施行によって，現在許可使用者の場合，どのような手続きが必要になるのでしょうか？

A 11　法令改正により今後必要と思われる許可使用者の手続きについて，非密封 RI，密封 RI，放射線発生装置を使用する場合を図 1 にまとめて示します。

（1）非密封 RI を使用する許可使用者の場合

核種ごとの 1 日最大使用数量及び許可された貯蔵数量の合計と当該核種の下限数量との比を求め，その比の和が 1 以下の許可使用者の場合，法令施行後において，使用の許可が要らない者となります。したがって，法令施行日の前日付けで使用の許可を廃止してください。廃止届・廃止の措置の報告を廃止の日から 30 日以内に届け出て，許可使用者の登録を抹消することとなります。なお，許可使用者として存続する場合は，上記記載の比の和が 1 を超えるような変更許可申請を法令施行前に実施してください。

また，上記記載の比の和が 1 を超える許可使用者については，許可使用者として継続しますので，手続きは不要です。さらに，核種ごとの貯蔵数量について，それぞれの核種ごとに定められた下限数量の 10 万倍の数量との比を求め，すべての核種ごとに求めた比を合算して 1 以上であれば特定許可使用者となり，定期検査・定期確認が義務づけられます。新規または施設の増設で比の和が 1 以上となると施設検査も必要になります（貯蔵能力をグループ別の数量で設定している場合は，各グループの核種の内最も下限数量の小さな値で比を求めるか，または下限数量の小さな核種から順に年間使用数量との比を求めます）。

（2）密封 RI を使用する許可使用者の場合

耐火性の容器ごとまたは線源ごとの数量が，当該線源の下限数量の 1,000 倍以下となる許可使用者は，法令施行後において自動的に届出使用者とみなされます。施行日付けで使用施設の廃止が生じますので，施行日の前日付けで届出事業者としての変更届（届出使用に係る変更届）を提出し，同時に許可証を返納してください。また，必要に応じて，同日付けで届出使用者に関する予防規程を変更し，変更後 30 日以内に届け出てください。

表示付 ECD を使用している許可使用者の場

合には，新法附則第4条を参照してください。手続きについては現在検討中です。

法令施行時に使用する線源の一部が下限数量以下となってしまう許可使用者の場合，現在の届出内容から下限数量以下となってしまう線源の抹消等の手続きが必要となります。施行日の前日付けで現在の許可内容から下限数量以下となってしまう線源の登録を軽微な変更届により抹消してください。必要に応じて，同日付けで放射線施設の廃止に伴う措置の報告書を提出し，施設廃止後30日以内に届け出てください。さらに，同日付けで当該線源に関する予防規程を変更し，変更後30日以内に届け出てください。

上記以外で，耐火性の容器ごとまたは線源ごとの数量が当該線源の下限数量の1000倍を超えるものが最低1つあるような許可使用者の場合は，許可使用者として継続しますので，手続きは不要です。

(3) 放射線発生装置を使用する許可使用者の場合

許可使用者として継続しますので，手続きは不要です。

図1　法令改正により今後必要と思われる手続き―許可使用者の場合

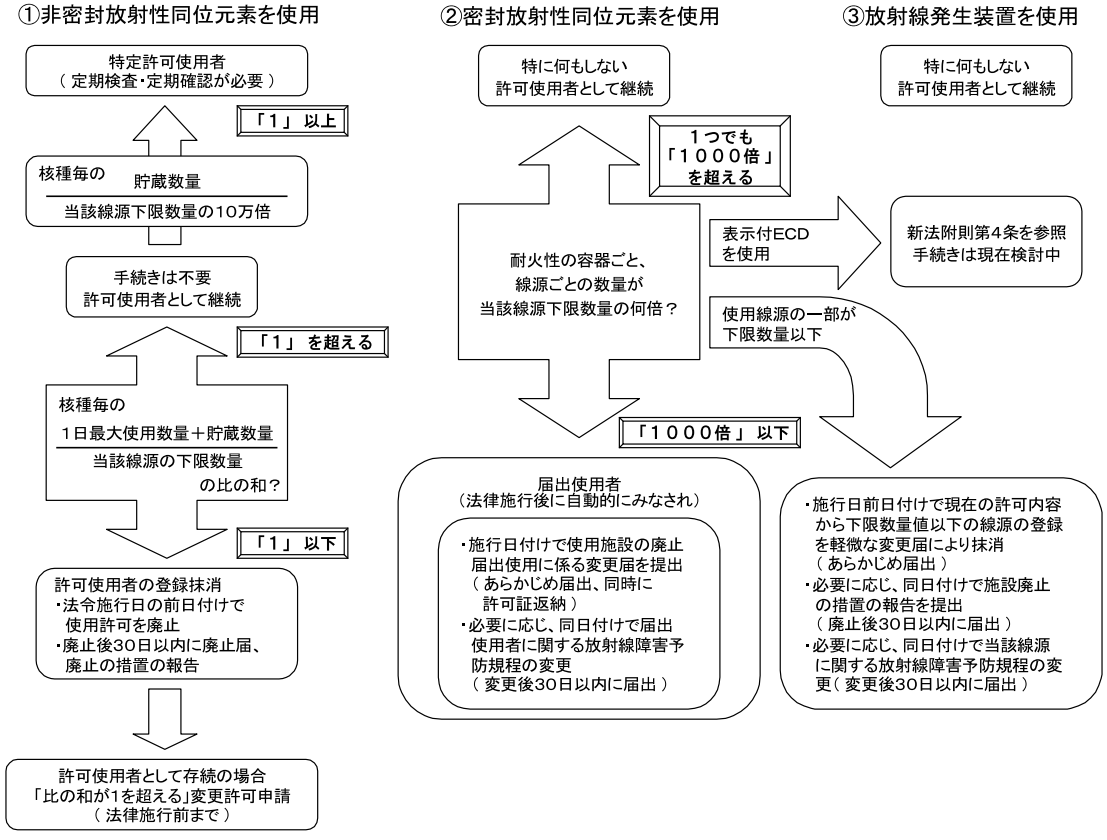

主任者コーナー

Q 12　新法令の施行によって，現在届出使用者の場合，どのような手続きが必要になるのでしょうか？

A 12　法令改正により今後必要と思われる届出使用者の手続きについて，表示付 ECD，ECD 等を使用，下限数量以下の線源を使用，許可使用者となってしまう場合を図 2 にまとめて示します。

（1）表示付 ECD，ECD 等を使用する届出使用者の場合

表示付 ECD のみを使用している届出使用者は，表示付 ECD が法令施行時に表示付認証機器とみなされ，文部科学省から表示付認証機器届出使用者としての事業所番号が自動的に送付されます。法令施行後は表示付認証機器届出使用者としての手続きを行ってください。また，施設関連の標識等は必要なくなります。

表示付 ECD と ECD を混在して使用している届出使用者は，表示付 ECD に関しては上記と同様の手続きが必要であるとともに，施行日の前日付けで現在の届出内容から表示付 ECD の登録を届出使用に係る変更届により抹消してください。また，同日付けで届出使用者に関する予防規程を変更し，変更後 30 日以内に届け出てください。

ECD 等のみを使用している届出使用者は，法令施行時に ECD 等は表示付認証機器とみなされませんので，届出使用者として継続します。手続きは不要です。

図 2　法令改正により今後必要と思われる手続き―届出使用者の場合

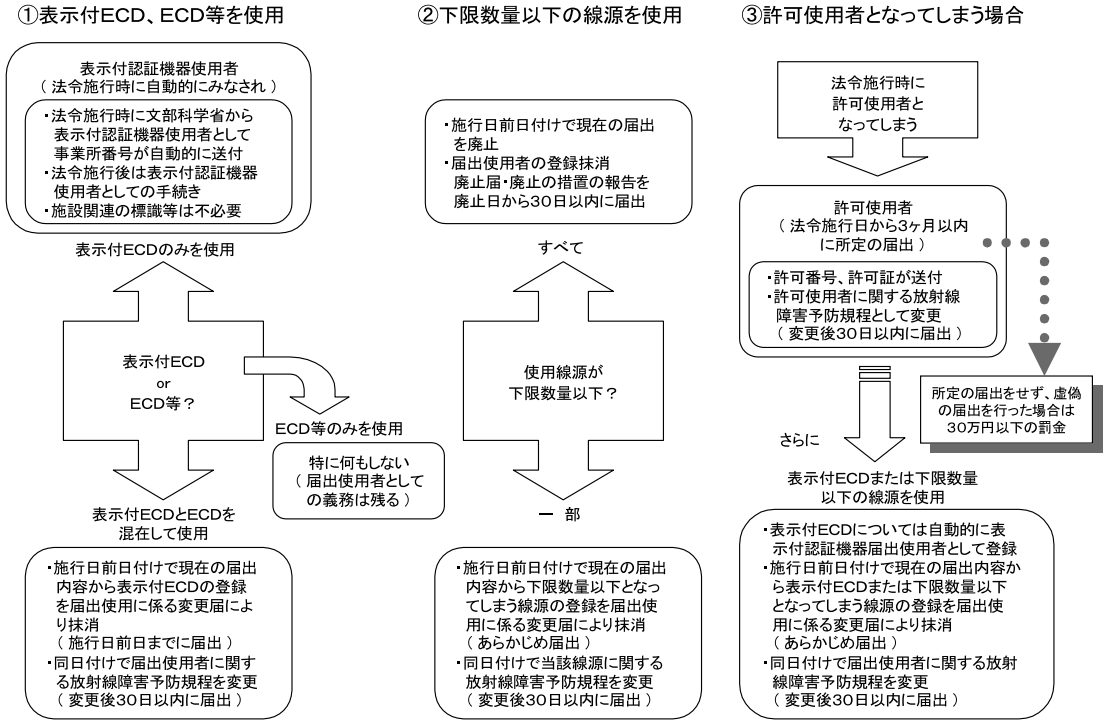

(2) 使用線源が下限数量以下となってしまう届出使用者の場合

法令施行時に使用する線源のすべてが下限数量以下となってしまう届出使用者は，施行日の前日付けで現在の届出を廃止する必要があります。廃止届・廃止の措置の報告を廃止の日から 30 日以内に届け出て，届出使用者の登録を抹消してください。

法令施行時に使用する線源の一部が下限数量以下となってしまう届出使用者は，施行日の前日付けで現在の届出内容から下限数量以下となってしまう線源の登録を届出使用に係る変更届によって抹消してください。また，同日付けで当該線源に関する予防規程の内容を変更し，変更後 30 日以内に届け出てください。

(3) 許可使用者となってしまう届出使用者の場合

法令施行時に許可使用者となってしまう届出使用者は，法令施行日から 3 か月以内に所定の届出を行ってください。許可番号と許可証が送付されます。さらに，許可使用者に関する予防規程として変更し，変更後 30 日以内に届け出てください。ここで，3 か月以内に所定の届出をせず，虚偽の届出を行った場合は 30 万円以下の罰金となりますので，気をつけてください。

法令施行時に許可使用者となってしまう届出使用者であって，表示付 ECD または下限数量以下となってしまう線源を使用している届出使用者は，表示付 ECD については自動的に表示付認証機器届出使用者として登録されます。よって，法令施行日の前日付けで届出使用に係る変更届により現在の届出内容から表示付 ECD または下限数量以下となってしまう線源の登録を抹消してください。上記同様に 3 か月以内に所定の届出をせず，虚偽の届出を行った場合は 30 万円以下の罰金となりますので，気をつけてください。

Q 13　新法令の施行後において，その他どのような手続きが必要になるのでしょうか？

A 13　法令施行後のその他の手続きにおいて，さらに次のような点が必要となります。

(1) ECD 等を表示付認証機器に交換して使用する場合であって，すべての線源が表示付認証機器になってしまう届出使用者の場合

表示付認証機器届出使用者としての届出を文部科学省に行ってください。今後は表示付認証機器届出使用者としての手続きを行ってください。適切な時期に使用の届出を，廃止届・廃止の措置の報告により，廃止の日から 30 日以内に届け出て，使用の届出の登録を抹消してください。

(2) ECD 等を表示付認証機器に交換して使用する場合であって，一部の線源が表示付認証機器になってしまう使用者の場合

表示付認証機器届出使用者としての届出を文部科学省に行ってください。今後は表示付認証機器届出使用者としての手続きを行ってください。届出使用者の場合には現在の届出内容から ECD 等の登録を届出使用に係る変更届により抹消してください。また，許可使用者の場合には現有の許可内容から ECD 等の登録を軽微な変更届により抹消してください。さらに，それぞれ必要に応じ，当日付けで放射線施設の廃止に伴う措置の報告書を提出し，施設廃止後 30 日以内に届け出てください。

(3) 予防規程の変更について

法令施行に伴い，予防規程の内容を変更する事項があり，変更届を提出する必要があります。(**Q 14** を参照)

主任者コーナー

予防規程

Q 14　予防規程を変更する必要がありますか？

A 14　法令施行に伴って，予防規程に RI 等の受入・払出等について定める必要があり，変更届を提出する必要があります。そのため法令公布後の通知等に注意してください。

経過措置

Q 15　経過措置等はどのようになっていますか？

A 15　従来の許可・届出は，数量に応じ，新法令の許可・届出とみなされます。ただし，現在届出使用者で改正後に許可使用者になる事業所は，使用施設の位置等の届出が必要となります。これまでの表示付放射性同位元素装備機器（ガスクロマトグラフ用 ECD）は，新法令の設計認証を受けた表示付認証機器としてみなされ，使用条件（キャリアガスの温度等現行 ECD 告示の条件，年間使用（接近）時間 1,500 時間，等）が告示で定められます。

これまでの指定機関は，施行後 6 か月間は登録機関とみなされます。また，従来規制対象ではなく，新たに規制対象となる放射性同位元素装備機器については，平成 19 年 3 月末までに製造された機器については，廃棄についてのみ規制され，平成 19 年 4 月以降も届出を要さずに使用できます。特定許可使用者の最初の定期確認は，法令施行後最初の定期検査を受けるときまでに受けなければなりません。また，法令改正に伴い，新たに定期検査が必要になった者は，最初の許可を受けた時期に応じて，平成 17〜19 年度末までに定期検査を受けなければなりません。主任者は，最初に主任者に選任された時期に応じて，平成 17〜19 年度末までに最初の定期講習を受けなければなりません。また，新法令では移動使用の際の主任者免状所有者の指示が，第 3 種放射線取扱主任者またはガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示を認めることが法令施行後 5 年間の措置として検討されております。